

平成 29 年度  
社会福祉法人 鈴鹿福社会 事業計画書



## 1. 事業基本理念に基づく社会福祉事業・公益事業の経営



### 経営理念

私たちは、地域に信頼されるべき存在であり続けます



### 行動指針 「気持ちをかたちに」

～こころづかいを地域のみなさまに～ ～思いやりを地域のみなさまに～



行動方針 「スタッフひとりひとりが「新たな目標」に向かい、チャレンジしていきます。」

## 2. 法人の概要・事業計画

設立	平成4年4月9日
住所	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
電話	059-374-4600
FAX	059-374-4543
E-mail	suzugu@mecha.ne.jp
URL	https://suzuka-greenhome.jp 法人・各事業所の取り組みなどを日々掲載しています。 ぜひ、ご覧ください。
平成29年度 事業計画目標	「“介護”から未来型“KAIGO”へ ～専門技術を地域のために～」
事業計画	【法人〈理事・監事・評議員・総務係（事務部門）〉】 1.未来型思考の経営 2.組織運営 ①月例会の開催（毎月） ②幹部会議の開催（毎月） ③連携会議の開催（毎月） ④臨時会議の開催（随時）

### 3.社会福祉法改正に沿った運営

#### (1)適切な法人運営

①理事会(通常理事会・臨時理事会)・評議員会(定時評議員会及び臨時評議員会)の運営

#### ②透明性の向上

○監事監査、内部経理(予算)監査、外部経理監査の実施

○情報公開の推進(ホームページや情報誌等において積極的に発信)【目標:年間 100,000 ページビュー】

○みえ福祉第三者評価の受審(デイサービスセンター)

○地域貢献活動の推進

#### ◎低所得者等支援

・社会福祉法人による利用者負担軽減制度

・三重県社会福祉法人地域公益活動『みえ福祉の「わ」創造事業』参画

・法定雇用率を超える障がい者雇用

・就職が困難な方(障がい者・若年者・女性・高齢者・児童福祉施設等からの退所者・外国人など)の雇用創出

#### ◎認知症高齢者のサポート

・認知症キャラバンメイト(鈴鹿市・鈴鹿市西部地域包括支援センター)参画

#### ◎地域の見守り活動

・子どもを守る家(鈴鹿警察署・PTA・鈴鹿市)賛同

・鈴鹿市徘徊高齢者等のための安心ネットワーク(社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会)賛同

・地域見守り活動【スクールサポーター】(鈴鹿市教育委員会)賛同

#### ◎各種啓発

・特殊詐欺【振り込め詐欺等】(郵便局と協同)

・感染症防止(ノロウイルス・インフルエンザ等)

・熱中症防止等

#### ◎介護相談・介護予防等

・高齢者介護予防、無料介護・健康等相談

・車いす等無料貸出

#### ◎その他

・いきいき介護フェスタ(鈴鹿亀山地区老人福祉施設協会)共催

・各種関係団体の委員会等への委員の就任

・地域高齢者通報体制整備(鈴鹿市より受託)

・地域の商店街の空き店舗の利活用

#### 4.地域へのさらなる浸透・信頼向上

- ①法人理念に沿った行動
  - 職員浸透率 100%を達成する
- ②創立記念行事(5月13日)  
敬老祝賀会(9月18日)  
グリーンの秋まつり(10月9日)  
クリスマス会(12月16日)  
在宅サービス利用者家族懇談会の開催
- ③(再掲)地域貢献活動の推進

#### 5.「人財」の確保・育成

- ①「未来人財への投資」
  - ～どこの施設からも必要とされる「人財」に～
  - ～「ケアがわかる」人から、「未来が見える」人へ～
- ②採用につながる活動の継続
  - ・各種就職ガイダンス等への参加
  - ・ホームページや専門誌等による情報発信
  - ・ボランティア、実習生、職場体験受入
  - ・鈴鹿市ワークキャンプ賛同
  - ・各種研修会への講師等派遣
  - ・関係団体が組織する委員会等への委員派遣
- ③育成体制の向上
  - ・施設内外研修の受講、勉強会の開催
  - ・キャリアパスシステムの改善と人事考課制度・目標管理制度の効果的な活用
  - ・キャリアアップと就業規則・給与規則等の連動
  - ・人財育成担当者の育成
  - ・研究大会等における事例発表
  - ・関係団体が実施する研修会への講師等派遣
  - ・関係団体が組織する委員会等への委員派遣

#### 6.職員の安全衛生管理の向上

- ①衛生委員会の機能強化
- ②介護ロボット・機器、ICTの利活用
  - ・介護ロボット導入支援事業等助成金等の活用
- ③家庭と仕事の調和(ワークライフバランス(WLB))等の取り組み

#### 7.介護事故防止対策の徹底

科学的根拠とデータに基づいた対策の徹底

#### 8.高齢者虐待防止の徹底

虐待事例を教訓とした啓発や教育の強化

#### 9.身体拘束廃止の徹底

身体拘束ゼロの継続を目指す

#### 10.防犯対策の徹底

犯罪被害事例を教訓とした防犯体制の強化

#### 11.非常災害対策の徹底


①東日本大震災・熊本地震等の被災例を教訓とした防災行動マニュアル・事業継続計画(BCP)に沿った体制等を強化

②台風・記録的短時間大雨等の被災例を教訓とした各防災計画に沿った体制等を強化

#### 12.施設整備の推進

未来型施設・未来型事業所の創造

### 3.各社会福祉事業等の概要及び事業計画

 <b>第一種社会福祉事業</b>	
名 称	特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム (三重県指定 2470300274 号) “真剣にユニットケアに取り組んでいます”
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
開設日	平成 5 年 5 月 1 日 (ユニット型 平成 26 年 5 月 1 日)
類 型	ユニット型※/特別養護老人ホーム ※10 名を 1 ユニット(生活単位)として、ユニット毎に居室、リビング、浴室、洗面、トイレなど、生活に必要な設備が適切な場所に配置されており、しつらえについても家庭的な雰囲気の中で介護サービスを利用することができます。ケアワーカーの配置をユニット毎に固定配置にすることで、顔なじみの関係の中でサービスを受けることができます。個別的なケアを行うためにケアワーカーは、入居者個々の 24 時間軸の生活リズムを把握します。
定 員	50 床(5 ユニット)
事業の概要	常に介護が必要で、ご自宅での生活が困難な方(原則、要介護 3~5 の方)に、ケアプラン(個別介護計画)に基づき、日常生活全般の支援を行う入居型サービス
ユニット型特別養護老人ホームの基本方針(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第 33 条)	「入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。」
平成 29 年度事業計画目標	「”介護”から”未来型 <sup>かいご</sup> KAIGO”へ ~専門技術を地域のために!~」
事業計画	<b>【特養係】</b> 1.共通課題 (1)業務改善会議(ユニットリーダー会議)の開催(毎月) (2)ユニット会議の開催(毎月) (3)その他 2.「みえ福祉第三者評価改善計画書」に基づく改善 3.ユニットケアの実践と学び



	<p>①自分たちで実践と学びを行う</p> <p>②新しいグリーンホーム方式を創り出す</p> <p>4.「自立支援」介護、「自律支援」介護の実践</p> <p>①『自「立」支援』:科学的介護を実践して、来たる平成 30 年度介護保険制度改正に備える</p> <p>②『自「律」支援』:ユニット型特別養護老人ホームの基本方針「第 33 条」に沿った支援</p> <p>5.看取りケアの継続(科学的介護関連)</p> <p>入居者・家族の意向とマニュアルに沿った看取りケアの実施(医務係と連携)</p> <p>6.褥瘡予防の徹底(科学的介護関連)</p> <p>マニュアルに沿った褥瘡予防及び褥瘡ケアの実践(医務係と連携)、目標値:ゼロ</p> <p>7.成果(アウトカム)を重視したケアの実践(科学的介護関連)</p> <p>① 排せつ状態の改善とケアの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能的評価(バーセルインデックス)等による数値評価</li> <li>・水分ケア</li> <li>・栄養ケア</li> <li>・運動(歩行訓練)</li> <li>・排尿行動介入法によるトイレ排せつ(うながし排尿)</li> <li>・超音波利用排尿誘導法(UAPV(ultrasound-assisted prompted voiding))の実施</li> <li>・蓄積した排せつデータの見える化(数値比較・顧客に提示)</li> </ul> <p>② 認知症の状態改善と提供したケアの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HDS-R、MMSE、FIM-score 等による数値評価</li> <li>・水分、栄養、運動(歩行訓練)、トイレ排泄(うながし排尿)</li> <li>・蓄積したデータの見える化、見せる化(数値比較、顧客に提示)</li> </ul> <p>③ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の取得に向けた認知症介護実践者研修の受講</p> <p>8.ビッグデータの活用</p> <p>情報通信技術(ICT)によるデータの分析、利活用、評価、他部署とのデータ連携の強化</p> <p>9.未来型<sup>かいご</sup>KAIGOの実践</p> <p>介護ロボット・介護機器、ICTの利活用</p> <p>10.プロフェッショナルケアマネジメントの実践</p> <p>① 顧客利益を第一に考える</p>
--	--

	<p>クライアント(入居者・家族等)の利益に貢献することを何よりも優先する</p> <p>② 成果を出す 効果、根拠を重視して必ず結果を出せるようにする</p> <p>③ 品質を追求する プロフェッショナルである限り、一度自分が受けた仕事はどんなことがあっても高い品質でサービスを提供する</p> <p>④ 価値を高める 提供したサービスに対する価値を大きくすることを常に指向し、そのための時間や手間などを惜しまない</p> <p>11.プロフェッショナル社会福祉援助技術(ソーシャルワーク)の実践</p> <p>① 顧客利益を第一に考える すべてはクライアント(入居者・家族)のために、お客様や地域のみなさまのためにどう行動することがベストなのか常に考え、行動し、お客様の利益を優先します</p> <p>② 成果を出す 経営理念に基づき、ユニットケアを展開するとともに、お客様が抱えている課題に対して、専門職として積極的に解決、調整を図ります</p> <p>③ 品質を追求する 本気で最高を目指し、鈴鹿グリーンホームがオンリーワンの存在となるようサービスの質の向上を図ります</p> <p>④ 価値を高める 労力を問わず、鈴鹿グリーンホームが目標とされるように、その存在価値を高めていきます</p> <p>12.防災、介護事故の防止、感染症のまん延防止、身体拘束廃止、虐待防止の徹底</p> <p>① マニュアル、規程の運用</p> <p>② 状況に応じた細やかな改善</p> <p>③ 身体拘束:ゼロを継続する</p> <p>④ 介護事故:検証及び再発防止を含めた対策について万全を期す</p> <p>⑤ 感染症まん延:ゼロを目指す</p> <p>⑥ 虐待:あってはならない</p> <p>13.説明責任(アカウントビリティ)と正しい情報を伝えた上での合意(インフォームド・コンセント)の徹底</p> <p>①科学的根拠に基づいた説明ができるための職員教育、訓練</p> <p>②「リーダースキルカード」を用いてリーダーに対して見える育成を行う</p>
--	--



#### 14.地域に対する施設機能の活用推進

①地域住民の意向に沿った施設の活用方法

②営業・他事業所訪問活動の強化


#### 15.各ユニット運営計画

※詳細については、ホームページ「グリーンホームだより」

又は各ユニット玄関に設置している冊子


をご覧ください

##### (1)こすもすユニット

ねらい	どのように	いつまでに
・ご入居者の暮らしを本人の希望に沿った生活を営んでいただけるようにする	・シフトの時間をご入居者に生活様態に合わせ、時間の変更及び必要な日勤帯のケアワーカーを増やし、介助が集中する時間のケアワーカーの増員を図る	H30.3 末 
・居室を入居者自身の家と自覚していただけるように整備を進める	・ユニットスタッフに対して私物持ち込み等を促進するご家族への働きかけに関してユニット会議において説明を行う	H29.4
	・ご家族に私物の持ち込みの説明を行い、居室がその人の家となるようにしていく	H29.8 末
・趣味活動やサークル活動が行われる場を用意して、ご入居者にユニットを超えた人間関係の構築の場を提供する	・個々のご入居者に対して趣味活動やサークル活動の意向調査を行う	H29.6 末
	・ユニット会議において、ご入居者の意向の集計を行い、実施可能なものを検討し、実施内容やスケジュールを決定する	H29.7
	・趣味活動やサークル活動に関して、実際に本物の教室等となるようにボランティア等を活用して実施する	H29.9 末
・キッチンをご入居者が利用しやすい状態にする	・電子レンジや炊飯器などはご入居者の手が届く場所、高さに設置する	H29.6 末

		・IH 調理器をキッチン内に整備する(キッチン家具をユニット費により整備する)	
	・ご入居者が食べたいときに食べられるように常備食を用意する	・ユニットの冷蔵庫に冷凍の焼きおにぎりやうどん等を常備する	H29.4 末
	・ご入居者個々の入浴の仕方や好みをデータ化する	・ご本人、ご家族に入浴に関する聞き取り調査を行い、希望等を把握する。	H29.8 末
		・24 時間シートに入浴の仕方や好みについて詳しく記載し、入浴方法の統一を図る	H29.10 末
	・ご入居者が外出しやすい環境を用意して、積極的に外出していただく	・外出をご入居者、ご家族が希望した場合の外出届をユニットに常備し、希望時にすぐに記入できる環境を整備する	H29.4 末
		・外出の希望があった場合に対応できる体制の構築とシフト調整等により引率スタッフの確保を行う	H29.5～
	・ご家族への連絡を定期的に行い、家族が入居者の状態等を把握していただけるシステムをつくる	・月に 1 回以上、ご家族に対して近況や必要な物品等の連絡を行う(面会時や電話等、個々のご家族の都合に応じて連絡方法を変える)	H29.8 末
		・ユニット会報的なもの(ユニットのこと、個々のご入居者の近況等を文書や写真で)を作成し、四半期に一度、ご家族にお送りする	H30.1 末
	・ユニット内の情報を整理して、必要な情報がすぐにわかる環境を整備する	・必要な情報ごとにファイリングして保管する	H29.5 末

(2) ひまわりユニット

ねらい	どのように	いつまでに
<p>・24 時間シートと一覧表を活用し、全スタッフが同品質のケアを行う</p>	<p>・ご入居者に心身の状態変化があった場合は、24 時間シートと一覧表をすぐに変更する</p>	<p>H29.4～</p> 
	<p>・ユニット会議において個々のご入居者の 24 時間シートについて検討を行う</p>	
	<p>・状態に変化が見られないご入居者については 3 か月に 1 回以上、24 時間シートの見直しを行う</p>	
	<p>・データ化した情報を全スタッフ間で共有し、同品質のケアを提供する</p>	
<p>・落ち着いて過ごすことができる空間をつくる</p>	<p>・ユニット会議等において畳スペース、こたつ等の利活用の方法を検討する</p>	<p>H29.6 末</p>
	<p>・検討した内容を個々のご入居者の 24 時間シートに記載し、実行する</p>	
	<p>・ユニット費の活用</p>	<p>H29.4～</p>
<p>・内装に変化を加える／暮らしにメリハリつける</p>	<p>・季節に合わせた絵画、写真の掲示方法の検討(於: ユニット会議、ミーティング等)と実施</p>	<p>H29.4～</p>
	<p>・季節ごとのイベントを実施する</p>	
<p>・ユニットを超えた入居者が集まり、趣味活動やサークル活動が行われる場を用意する</p>	<p>・ご入居者の希望を把握する</p>	<p>H29.8 末</p>
	<p>・ボランティア等、ホームへの訪問・実施可能な方のリストを活用する</p>	
	<p>・ホーム内の(セミ)パブリックスペース等を活用する</p>	
	<p>・他ユニットに対してお知らせを行い、参加者を募る</p>	
	<p>・ユニット会議の開催</p>	<p>H29.4～</p>

・スタッフ間のコミュニケーションと情報共有の向上を図る	・伝達方法の改善検討と内容の見える化	
	・業務中にもコミュニケーションを多くとる、もっとお互いにフォローしあう	


☆協同の取り組み

【新規】 HAL (CYBERDYNE製)の導入

【新規】 リフト浴(モリト一製)の導入


【新規】 床走行式リフト(パラマウント製・アビリティーズケアネット製)の導入

(3) すずらんユニット

ねらい	どのように	いつまでに
・全スタッフが同じ思いでご入居者をサポートする	・ユニット会議において老人福祉法第 33 条、法人理念を各人が唱和する	H29.4～
・ご入居者の変化に対応した 24 時間シートを作成する	・サービス担当者会議において 24 時間シートの見直しを確実にを行う	H29.4～
・家庭的な環境をつくる  	・玄関をしつらえる	H29.6 末
	・ユニットの形状を感じさせないように棚やパーテーション等を使用して家庭的な雰囲気が出るようにする	H29.9 末
・快適な空間をつくる	・ユニットの東側、西側の窓にまぶしさ等の対策を行う	H29.6 末
	・送風機などを用い、室温の均一化を図る	
・過ごしやすい場所をつくる	・食事テーブルやいすの高さを調整する	H29.5 末
	・個別に食事ができるテーブルを設置する	
・昼間の活動(楽しみ)を増やす ・日中の活動を増やし、夜間の安眠への取り組みを行う	・ご入居者の興味がありそうなものを把握し、スタッフ間で情報共有を図る	H29.7 末
	・ユニット外でボランティアの講師による催しを行う	

	(固定日時で、月に 2~3 回程度)	
・スタッフの不安や不満を軽減する	・四半期に 1 回程度、ともに食事をする機会をつくる	H29.4~

#### (4) すみれユニット

ねらい	どのように	いつまでに
・ご入居者の変化に応じた 24 時間シートの見直し  	・季節による変化や身体機能の変化などに応じてその都度見直しを行う	H29.4~
	・ケアプランとあわせて 3 か月に 1 回以上見直しを行う	
	・ユニットでケアカンファレンスを開催する、スタッフ全員で見直しを行い、情報共有を図る	
・24 時間シートの変更に応じた修正と一覧表の作成	・24 時間シートの修正に合わせて一覧表の修正を行う ・一覧表のデータから支援についての気づきを導き出し、必要があれば勤務体制の変更を行う	H29.4~
・ご入居者がなじみを感じられる居室入口にする ・認知症の方でも自分の居室と理解できる工夫を行う	・居室入口のしつらえに関する法的規制を理解する ・ご入居者、ご家族に希望や好み等を伺い、意向の確認を行う ・居室入口のしつらえを行う	H29.7 末
・五感を刺激し、食べるだけでなく食事を楽しんでいた	・食欲が増す盛付方法等について学ぶ	H29.4~
	・食事の支度から匂い、音、声等を五感で感じていただく	
	・メニューを説明し、テーブル毎に対面盛付を行う	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛り付ける量を都度確認する等として、ご本人の意向に合わせる</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご入居者に非日常を感じていただく機会を設けることにより、生活に楽しみをもつていただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご入居者が参加できる教室等の内容を検討する</li> </ul>	H29.9 末
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット外のスペースの活用の方法を検討する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容や時間、日程等を計画し、起案書を作成する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア、生活相談員と調整を行い、内容を決定する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター等を作成して、ご入居者にお知らせする</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットのスタッフが協力して準備を行い、教室等に参加していただく</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症のある方やコミュニケーションが困難な方等はスタッフが間に入り、楽しむことができるよう支援する</li> </ul>	

☆協同の取り組み

【新規】 スタンディングリフト i-PAL (今仙技術研究所製) の導入


【新規】 リフト浴 (モリト一製) の導入

【新規】 床走行式リフト (パラマウント製・アビリティーズケアネット製) の導入

【新規】 膀胱用超音波画像診断装置 リリアムα-200 (リリアム大塚製) の導入

(5) さくらユニット

ねらい	どのように	いつまでに
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご入居者の暮らしぶりを把握し、その方らしい生活を送っていただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 時間シートを更新する</li> </ul>	H29.4～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 時間シート、一覧表に記載された内容の実行</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしの場をつくり、落ち着いた環境で過ごしていただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の理論 (4 つの住み分け) について全スタッフが理解する</li> </ul>	H29.5

<ul style="list-style-type: none"> <li>・(セミ)パブリックスペースを活用する</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において、空間づくり、必要な物品等を検討する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討した内容について実行する</li> </ul>	H29.6～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の部屋になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋のしつらえについて、ご入居者、ご家族の希望を伺う</li> </ul>	H29.8
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族に協力を依頼し、使い慣れた家具等の持ち込みを進めていく</li> </ul>	H29.9～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しむことができる場をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において「喫茶の日」の開催日程等を検討する</li> </ul>	H29.4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターを作成する等により、ご入居者に開催予定日をお知らせする</li> </ul>	H29.5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「喫茶の日」を定期的開催する</li> </ul>	H29.6～
<p>☆協同の取り組み(ショートステイけやきユニットと)</p> <p>【新規】 マッスルスーツ(イノフィス製)の導入</p> <p>【既存】 床走行式リフトの使用</p>		

### 【医務係】

- 1.「みえ福祉第三者評価改善計画書」に基づく改善
- 2.ユニットケアの実践と学び  
ユニットケアの知識を有する職員からその考え方や手法について積極的に学ぶ
- 3.リハビリテーションの実践(科学的介護関連)  
身体状態の改善と提供したリハビリテーションの数値評価(機能的自立度評価(FIM score))(特養係と連携)
- 4.感染症の発生及びまん延防止の徹底  
感染症予防対策を徹底し、まん延ゼロを目指す(嘱託医・特養係と連携)
- 5.褥瘡予防対策の徹底(科学的介護関連)  
褥瘡又は褥瘡リスクの状態改善と提供した褥瘡予防看護の比較評価を行い、1年を通じて、褥瘡ゼロを達成する(嘱託医・特養係・管理栄養士と連携)
- 6.看取りケアの継続(科学的介護関連)  
入居者・家族の意向とマニュアルに沿った看取りケアの実施(嘱託医・特養係と連携)
- 7.口腔ケアの実践(科学的介護関連)
  - ①口腔状態の改善と提供した口腔ケアの比較評価(歯科医師・歯科衛生士・特養係と連携)
  - ②口腔衛生管理体制加算の算定(歯科医師・歯科衛生士・特養係と連携)
- 8.医療ニーズ、重度化への対応(嘱託医・特養係と連携)  
インスリン・透析等、他施設を断られる要素が多い方のニーズに対応する。
- 9.ビッグデータの活用  
情報通信技術(ICT)によるデータの分析、利活用、評価、他部署とのデータ連携

### 【栄養管理・調理部門】

#### 【平成 29 年度 重点項目】

- 1.「みえ福祉第三者評価改善計画書」に基づく改善
- 2.ユニットケアの実践と学び  
ユニットケアの知識を有する職員からその考え方や手法について積極的に学ぶ
- 3.「温かみ」のある食事提供
  - ① 真の対面盛付の徹底(特養・ショートステイ各ユニット)
  - ② 季節を感じられるメニューの提供
  - ③ 陶器や漆器の使用推進(特養・ショートステイ各ユニット、デイサービスセンター、花葉)



	<p>④ 一人ひとり異なる(個別)食器の利用推進(特養・ショートステイ各ユニット)</p> <p>⑤ 個人持ちの常備菜等の保管、管理、提供(特養各ユニット)</p> <p>⑥ ユニット等における炊飯の継続(特養・ショートステイ各ユニット、花葉)</p> <p>⑦ ユニットやフロアにおける簡単な調理を推進(特養・ショートステイ各ユニット・デイサービスセンター、花葉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みそ汁の調理、お浸しの調味、漬物のカット、ホットプレートやIH鍋、電子レンジ等を使った調理、洗い物等</li> <li>・電子レンジやIHコンロによる再加熱等、適時適温提供体制の徹底(特養・ショートステイ各ユニット、花葉)</li> </ul> <p>4. 栄養マネジメントの実践(低栄養・褥瘡の防止)(科学的介護関連)</p> <p>◆目標: 栄養状態の改善(低栄養状態の改善・床ずれ発生の防止及び早期治癒を図る)</p> <p>◆過程(プロセス)</p> <p>① 課題分析(アセスメント)・ヒアリング</p> <p>② 栄養計画案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間は、「低リスク」「中リスク」は3ヶ月</li> <li>・計画期間は、「高リスク」は1ヶ月</li> </ul> <p>③ サービス担当者会議への出席</p> <p>④ 栄養ケア計画の説明・同意・交付</p> <p>⑤ ミールラウンドの実施</p> <p>観察・把握(モニタリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事摂取量の把握(毎食)</li> <li>・摂取熱量・摂取タンパク質量の把握(毎月)</li> <li>・食事形態及び提供量の適合把握(他職種連携の都度)</li> <li>・体重測定(毎月)→BMIの算出(毎月)</li> <li>・血清アルブミン値の測定(原則毎年)</li> <li>・生活習慣にかかる疾病がある場合は、その状態の把握(他職種連携の都度)</li> <li>・毎月栄養管理状況についての報告書を作成し、栄養状態の改善と提供した栄養ケアの数値評価、比較評価、見える化(情報共有)、顧客等への見せる化を行う</li> <li>・モニタリング頻度は、「低リスク」「中リスク」は1ヶ月、「高リスク」は2週間</li> </ul> <p>⑥ 他職種による相談・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携を図り決定した内容は、食事せん及び経過記録に記録する</li> </ul> <p>⑦ ①へ戻る</p>
--	---

5.食中毒発生防止の徹底

「改訂版 大量調理施設衛生管理マニュアル」に沿った食事提供  
(医務係・特養係・調理業務委託会社との連携)

6.ビッグデータの活用


情報通信技術(ICT)によるデータの分析、利活用、評価、他部署  
とのデータ連携の強化

7.非常災害対策の徹底

- ①備蓄食材等の把握・管理・更新
- ②炊き出し訓練等の実施



## 第二種社会福祉事業

<b>名 称</b>	特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム 短期入所生活介護事業所 ／介護予防短期入所生活介護事業所 (三重県指定 2470300274 号)	
<b>所在地</b>	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
<b>開設日</b>	平成 5 年 5 月 1 日 (ユニット型 平成 26 年 5 月 1 日)	
<b>類 型</b>	ユニット型／老人短期入所事業	
<b>定 員</b>	30 床(3 ユニット)	
<b>事業の概要</b>	介護をしているご家族が、冠婚葬祭や病気・出産、休養や旅行等により、一時的にご自宅での介護が出来なくなったとき等において、ケアプラン(個別介護計画)に基づき、日常生活全般の支援を行う短期滞在型サービス	
<b>短期入所生活介護の基本方針(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 120 条)(指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第 152 条)</b>	<p>(要介護)利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(要支援)利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	
<b>平成 29 年度事業計画目標</b>	『「当たり前前」を当たり前」「当たり前と思われることを丁寧に」』～下見て暮らさず、上見て暮らす～	

## 事業計画

1.～10、12～14.

特別養護老人ホームと同じ

### 11.プロフェッショナル社会福祉援助技術(ソーシャルワーク)の実践

#### ①顧客利益を第一に考える

- ・社会福祉法人の使命として…社会的弱者、困っている方の支援

- ・利用者ではなく”お客様”へ

- ・良くなって自宅に戻るサイクルの確立

- ・様々なクライアント(お客様)と顔の見える関係の構築

#### ② 成果を出す

- ・問題、課題解決思考で職務に望む

- ・仕事の評価とプロセスと結果で評価する。

#### ③ 品質を追求する

- ・お客様の利益のために品質にこだわる

- ・高い品質のサービスを提供する

#### ④ 価値を高める

- ・鈴鹿グリーンホームブランドを確立する

- ・生活相談員として、お客様から頼られる存在になる


### 15.各ユニット運営計画

※詳細については、ホームページ「グリーンホームだより」

又は各ユニット玄関に設置している冊子

をご覧ください

#### (1)いちようユニット

ねらい	どのように	いつまでに
・ご利用者の暮らし、自宅での暮らしの継続を支援するために、老人福祉法第33条をユニットのスタッフが理解してケアを行う	・ユニット会議において唱和を行う	H29.4～ 
	・ケアワーカーが第33条を意識して支援を行う	
・24時間シートの内容に沿いながら支援を行い、どのスタッフでも同品質の支援が提供できるようにする	・24時間シートの内容に変化が生じた際には、その都度修正を行う	H29.4～
	・24時間シートと一覧表を確認しながら支援を行う	
	・3か月ごとに評価、見直しを行う	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者が自己選択して、日中、くつろぎたい場所で過ごせる</li> <li>・リビングと廊下の境目が感じられるようなしつらえにしていく(大きな空間から小さな空間にしていく)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において、スタッフの意見や提案をまとめ、しつらえの配置や必要物品等を検討する</li> </ul>	H29.7
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施後、ご利用者の利用状況や要望等を把握し、見直しや改善を図る</li> </ul>	H29.8～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーションの内容をご利用者の好みのものや外部との交流も取り入れつつ行っていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者が楽しめるレクリエーション企画や地域のボランティアについて検討する</li> </ul>	H29.8
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に合わせた必要物品の調達</li> <li>・ボランティアとの日程調整</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画した内容の実施と振り返りを行う</li> </ul>	H29.10～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節に応じた行事を定期開催し、ご利用者に季節を感じていただいたり、外出の機会を提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において、時季毎の行事、イベント等を提案、検討し企画提案を行う</li> </ul>	H29.7～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画した内容の実施と振り返りを行う</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレでの排尿回数を増やし、尿取りパットのサイズを小さくしていく、リハビリパンツから布パンツで過ごせるようケアを行う(トイレでの排せつを増やし、気持ちよく過ごしていただく)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者の生活リズム、排泄リズム等を把握して、トイレ誘導の時間を合わせる、尿取りパットのサイズを小さくする</li> </ul>	H29.4～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ誘導の時間を変更した際は、全スタッフ間で情報共有を図る</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善、変更時に 24 時間シートの修正を行う</li> </ul>	

## (2) ひのきユニット

ねらい	どのように	いつまでに
<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 時間シートを活用することで個々のご利用者に対しユニットスタッフが同品質の支援を提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全スタッフに平成 29 年度ひのきユニット運営計画同項目について説明を行う</li> </ul>	H29.4～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の観察、把握(モニタリング)でご利用者の状態</li> </ul>	



<p>・協力ユニットのスタッフが24時間シートを確認することで、なじみのないご利用者に対しても本人の意向や好み、支援の方法等を把握することで適切な支援を行う</p>	<p>の変化や24時間シートの変更内容を把握する</p>	<p>H30.3</p>
	<p>・実際の支援場面において、把握できていないところについては、24時間シートを確認しケアを行う</p>	
	<p>・24時間シートの記載内容に添えていなかったところについては指導し、原因を探す</p>	
	<p>・24時間シートを活用することで、ご利用者、スタッフにとってどのようなメリットがあるかを肌で感じ、スタッフのモチベーションの向上につなげるとともに、その内容について上司に報告を行う</p>	
<p>・リビングは食事をしたり、落ち着いて過ごせる場とする少人数でくつろげる空間を工夫し、個々のご利用者が自分の暮らしをできる環境をつくる</p>	<p>・全スタッフに平成29年度ひのきユニット運営計画同項目について説明を行う</p>	<p>H29.4～</p>
	<p>・現状のユニットのしつらえについて不足している点や改善点を検討し、意見、提案を行う</p>	
	<p>・必要な家具等について検討し、企画提案を行う</p>	<p>H30.3</p>
<p>・企画した内容の実施と振り返りを行う</p>		
<p>・ユニットでの炊飯だけでなく、簡単な調理にもスタッフとご利用者で取り組んで行くことで、より家庭的な環境をつくる</p>	<p>・管理栄養士と簡単な調理メニューや必要な器具等について、検討を行い、企画提案を行う</p>	<p>H29.4～</p>
	<p>・衛生管理に関する勉強会を開催し、管理栄養士により指導を受ける</p>	
	<p>・簡単な調理を実施する</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において、実施した結果を振り返り、反省点や課題等を検討し、改善案を検討し、次回に活かす</li> </ul>	H29.6～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットミーティングを実施し、ユニットにおける問題点について共通理解を深めるとともに、課題点を発掘する</li> <li>出された問題点や課題について意見を出し合い、改善に取り組むことで、ユニットが利用者にとって暮らしやすい環境になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務調整を行うなどして、全スタッフ、他職種が参加しやすい状況をつくる</li> </ul>	H29.9
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティングで現状の課題や問題に対して解決策を検討し、決定事項の情報共有を図る</li> </ul>	H29.10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決定した内容について実施する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において、実施した結果を振り返り、反省点や課題等を検討し、改善案を検討し、以降に活かす</li> </ul>	


☆共同の取り組み

【新規】 コミュニティロボット・パロ(知能システム製)の導入

【新規】 リフト浴(モリト一製)の導入

【既存】 床走行式リフトの使用

(3) けやきユニット

ねらい	どのように	いつまでに
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第 33 条と経営理念を理解することで、同じ方向性をもってケアを展開する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において、全スタッフで唱和する</li> </ul>	H29.4～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者の暮らしぶりを把握し、その人らしい生活を送っていただく</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望や生活状況、心身の状態の変化に合わせて 24 時間シートを修正、変更する</li> </ul>	H29.4～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 時間シートを 3 か月に 1 回以上更新する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 時間シート、一覧表の記載内容を実行する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全スタッフによる車いす体験</li> </ul>	H29.4

<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしの場をつくり、落ち着いた環境で過ごしていただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において、車いす体験の感想や意見を出し、改善の方向性やプロセスを検討する</li> </ul>	H29.4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議で取りまとめた事項を実行する</li> </ul>	H29.6～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議において、実行した内容を評価し、改善や見直しが必要な場合は改善を図る</li> </ul>	H29.7～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の暮らしの中で楽しみを感じていただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士、調理部門との相談、検討</li> </ul>	H29.5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット内での簡単な調理を行う</li> </ul>	H29.6～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全スタッフがユニットでのルールを徹底できるようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に検討事項を決定し、スムーズな会議運営を図る</li> </ul>	H29.4～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務調整を行うなどして、全員が参加しやすい状況をつくる</li> </ul>	

☆共同の取り組み(特別養護老人ホームさくらユニットと)


【新規】 マッスルスーツ(イノフィス製)の導入

【既存】 床走行式リフトの使用





## 第二種社会福祉事業


名称	デイサービスセンター 鈴鹿グリーンホーム 通所介護事業所 (三重県指定第 2470300332 号) 介護予防通所介護事業所・介護予防通所介護 に相当する第1号通所介護事業所 (鈴鹿亀山地区広域連合指定第 2470300332 号)	
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
開設日	平成 5 年 10 月 1 日	
類型	大規模型事業所Ⅱ／老人デイサービス事業	
定員	60 名	
事業の概要	事業所の送迎により、日帰りでデイサービスセンターに通い、他のご利用者と一緒に、食事や入浴などの介護、リハビリテーション、レクリエーション、創作活動の支援などを行います。	
通所介護の基本方針(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 92 条)	(要介護)利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	
介護予防通所介護(介護予防通所介護に相当する第1号通所介護)事業の基本方針(指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第 96 条)	(要支援)利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	

<p>鈴鹿市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針</p>	<p>総合事業で「地域の中で高齢者が自分らしく生きる」ことを支える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活支援サービスの充実 「生活支援サービス」を充実し、可能な限り在宅で生活できるよう支える。</li> <li>2. 集いの場づくりの充実 「集いの場づくり」を充実し、人と人とのつながりを拓くことで、高齢者の社会参加と役割づくりを支える。</li> <li>3. 短期集中予防サービスの充実 「短期集中予防サービス」を充実し、日常生活動作(ADL)*の向上と、在宅生活の限界点を高めることを支える。</li> </ol> <p>※日常生活動作(ADL)とは、食事・更衣・移動・排せつ・整容・入浴など生活を営む上不可欠な基本的行動を指します。</p>
<p>平成 29 年度事業計画目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 昨年度の取り組み</li> <li>2. 法人からのプレゼンテーションに応える</li> <li>3. さらなる可能性の模索</li> </ol>
<p>事業計画</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 昨年度の取り組み <ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用者数、利用日数の管理方法変更</li> <li>② サービス内容の充実</li> <li>③ 運営状況推移の把握、介護事故・ヒヤリハット集計の分析</li> </ol> </li> <li>2. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所内の総合事業に関する情報共有(H29.3 月中)</li> <li>② 事業対象となった場合の再契約</li> <li>③ 総合事業へ移行後も継続的なサービスの提供</li> <li>④ 通所型サービス B の提供</li> <li>⑤ 次年度(平成 30 年度)に向けた情報収集、情報共有</li> <li>⑥ 定員の変更(55 名→60 名)</li> </ol> </li> <li>3. 個別ケアの推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 担当者会議で困りごとの聴き取り</li> <li>② カンファレンスで職員に報告</li> <li>③ 日課表にサービス内容を記載</li> <li>④ カンファレンスや会議録にて職員に発信</li> <li>⑤ 実施→評価</li> <li>⑥ 担当者会議にて報告</li> </ol> </li> <li>4. リハビリテーションの実践 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 先進的取組事業所の見学</li> <li>② 科学的根拠の検討</li> <li>③ 先進的取組事業所から指導・助言</li> </ol> </li> </ol>

	<p>④ 科学的根拠に基づいたリハビリテーションの実践</p> <p>5.成果(アウトカム)を重視した未来型思考ケアの実践</p> <p>① 評価スケールの検討</p> <p>② データ収集と分析</p> <p>③ ②をもとに、ケアに反映</p> <p>④ 担当者会議での結果報告</p> <p>⑤①～④の実践を踏まえて、教育訓練の実施</p> <p>6.説明責任(アカウントビリティ)と正しい情報を伝えた上での合意(インフォームド・コンセント)の徹底</p> <p>①平成 28 年度実地指導からの教訓</p> <p>②定期的に加算要件をチェック</p> <p>③新しいケアに関する知識・技術の取得</p> <p>④制度改正に対する情報収集と情報共有</p> <p>⑤問い合わせへの対応</p> <p>7.地域に対する事業所機能の活用推進</p> <p>①定期的の実績報告</p> <p>②取り組みの紹介</p> <p>③他事業所の取り組みや稼働状況など情報収集</p> <p>8.さらなる可能性の模索～介護サービスの品質向上～</p> <p>(1)顧客管理</p> <p>①顧客数管理</p> <p>②顧客情報管理</p> <p>③情報の共有</p> <p>(2)品質管理</p> <p>①みえ福祉第三者評価の受審</p> <p>②昨年度の取り組みの継続</p> <p>③サービスに関する勉強会の開催(人材育成、介護プロフェッショナルキャリア段位等)</p>
--	---



## 第二種社会福祉事業

<b>名 称</b>	サロン花葉 (地域密着型通所介護事業所／介護予防通所 介護事業所・介護予防通所介護に相当する第 1号通所介護事業) (鈴鹿亀山地区広域連合指定第 2470302205 号)	
<b>所在地</b>	鈴鹿市算所 5 丁目 3 番 12 号	
<b>開設日</b>	平成 23 年 4 月 1 日	
<b>類 型</b>	地域密着型事業所／老人デイサービス事業	
<b>定 員</b>	10 名	
<b>事業の概要</b>	事業所の送迎により、日帰りでデイサービスセンターに通 い、他のご利用者と一緒に、食事や入浴などの介護、リハビ リテーション、レクリエーション、創作活動の支援などを行な います。	
<b>地域密着型通 所介護の基本 方針</b>  <b>介護予防通所 介護(介護予 防通所介護 に相当する第 1号通所介護) 事業の基本方 針(指定介護予 防サービス等 の人員、設備 及び運営並び に指定介護予 防に係る介護 予防のための 効果的な支援 の方法に関する 基準 第 96 条)</b> <b>鈴鹿市の新し い介護予防・ 日常生活支援</b>	(要介護)利用者が可能な限りその居宅において、その有す る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必 要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利 用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに 利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの でなければならない。  (要支援)利用者が可能な限りその居宅において、その有す る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必 要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利 用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機 能の維持又は向上を目指すものでなければならない。  総合事業で「地域の中で高齢者が自分らしく生きる」ことを 支える。 1.生活支援サービスの充実	

<p><b>総合事業の基本方針</b></p>	<p>「生活支援サービス」を充実し、可能な限り在宅で生活できるよう支える。</p> <p>2.集いの場づくりの充実 「集いの場づくり」を充実し、人と人とのつながりを広げることで、高齢者の社会参加と役割づくりを支える。</p> <p>3.短期集中予防サービスの充実 「短期集中予防サービス」を充実し、日常生活動作(ADL)*の向上と、在宅生活の限界点を高めることを支える。</p> <p>※日常生活動作(ADL)とは、食事・更衣・移動・排せつ・整容・入浴など生活を営む上不可欠な基本的行動を指します。</p>
<p><b>平成 29 年度 事業計画目標</b></p>	<p>進化系サロン花葉へ ～未来型デイサービスを視野に入れて～</p>
<p><b>事業計画</b></p>	<p>1.新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業対象者、要支援者の積極的な受け入れ</li> <li>②総合事業の制度などの再確認とサロンスタッフへの研修</li> <li>③地域、各事業所との連携と情報交換</li> </ul> <p>2.新たなサロンの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別ケアのさらなる推</li> <li>② リハビリテーションの実践</li> <li>③ 運営推進会議の開催</li> <li>④ 事業所のコンセプト及びサービス内容の再アセスメント(課題分析)</li> <li>⑤ 未来型思考による事業所内外の環境の改善</li> </ul> <p>3.事業所認知度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①居宅介護支援事業所への訪問</li> <li>②広報活動</li> <li>③交流会の開催</li> </ul> <p>4.地域貢献活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①近隣地区へ出張サロン</li> <li>② 地域への開放(介護予防普及啓発事業 鈴鹿グリーンホームと共同)</li> <li>③ 教育機関等の連携と受け入れ(鈴鹿市ワークキャンプ、ボランティア)</li> <li>④ いきいきボランティアの受け入れ(鈴鹿市地域介護予防支援事業)</li> <li>⑤ 地域包括支援センターとの連携</li> <li>⑥ 地域のニーズに合わせて(介護保険外サービス)</li> </ul>

## 5.人材育成

- ①人事考課・目標シートを用いた指導、ヒアリングの実施
- ②サロン内外の研修
- ③説明責任(アカウントビリティ)と正しい情報を伝えた上での合意(インフォームド・コンセント)について学ぶ
- ④TS(整理・整頓・清潔・清掃・躰・指導・接遇)活動

## 6.安心・安全に

- ①介護事故防止・ヒヤリハット活動の取り組み
- ②食中毒・感染症発生防止
- ③交通法規遵守と車両管理



## 第二種社会福祉事業

名称	在宅介護支援センター 鈴鹿グリーンホーム
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
開設日	平成 10 年 4 月 1 日
類型	老人介護支援センター
事業の概要	地域の高齢者の家庭内の事故等による通報に対応するとともに高齢者の方ならどなたでも参加できる介護予防教室を介護事業所や地域の公民館等で開催します。
平成 29 年度事業計画目標	地域支援事業における介護予防普及啓発事業の実施 高齢者通報体制整備業務の実施
事業及び施設 (老人福祉法第 20 条の 7 の 2)	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする。
事業計画	1.鈴鹿市介護予防普及啓発事業及び高齢者通報体制整備事業業務委託 (1)鈴鹿市介護予防普及啓発事業受託 鈴鹿市との介護予防普及啓発事業委託契約書に基づき、引き続き地域の介護予防に資する事業の取り組みを行います。 目的:「集いの場づくり」を充実し、人と人とのつながりを広げること とで、高齢者の社会参加と役割づくりを支える。 内容:①運動器の機能向上、②口腔機能向上、③栄養改善、④認知症予防、⑤うつ予防、のいずれかまたは複数を目的とした教室 但し年度中に1回、認知症サポーター養成講座を実施すること 対象:鈴鹿亀山広域連合の第1号被保険者、その支援者(第1号被保険者の同伴者である65歳未満の者) (鈴鹿市の「新しい総合事業」の概要資料から抜粋) 実施内容:①音楽を楽しむ会(毎週火曜日) ②生きがい活動など(月1回程度)→法人独自の事業として検討 ③出張音楽会の地域展開 (関係機関の求めに応じ開催 各包括支援センターとの連携・合同実施の検討)



## (2) 鈴鹿市高齢者通報体制整備事業業務受託

鈴鹿市との高齢者通報体制整備事業業務委託契約書に基づき、引き続き地域の介護相談・通報体制など高齢者支援に資する事業の取り組みを行います。

目的:見守り等の援助が必要な高齢者が自立した生活が送れるよう365日・24時間の通報体制を整備し、必要に応じ、地域包括支援センター、鈴鹿市長寿社会課へつなげる等の高齢者への支援を行う。

内容:受託者との間でケアプラン作成契約を交わしていない又はケアプラン作成契約を交わしているが、相談月においてサービス利用がない者に関する相談対応とする。

地域包括支援センター又は鈴鹿市長寿社会課より訪問等の対応要請があった場合は適切な対応を行う。

継続的な見守りも高齢者通報体制整備業務として対応を行う。

365日24時間通報を受けられる体制を整備する。

虐待等の緊急対応が必要な場合は、速やかに地域包括支援センター、長寿社会課へ情報提供を行う。


## 2.車いす等の無料貸し出し事業の継続

法人独自の取り組みとして、介護度や利用しているサービスの状況に変わりなくどなたに対しても、通院や買い物・旅行などの必要に応じ、法人が所有する車椅子及びその他の福祉用具を無料で貸し出します。





## 公 益 事 業

名 称	在宅介護支援センター 鈴鹿グリーンホーム 居宅介護支援事業所 (三重県指定第 2470300258 号)	
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
開設日	平成 11 年 9 月 10 日	
類 型	居宅介護支援事業	
事業の概要	ご利用者の心身の状況やご家族のご希望に沿ったケアプラン(個別介護計画)の作成、サービス事業者への連絡調整や利用の手配、介護保険給付管理、介護に関する生活相談などを行ないます。	
居宅介護支援の基本方針 (指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第1条)	<p>利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行わなければならない。</p> <p>事業の運営に当たっては、市町村、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第 20 条 7 の 2 に規定する老人介護センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>	
平成 29 年度 事業計画目標	居宅ケアマネジャーとしての対応力を再考する ～I can reach any problem!～	
事業計画	<p>1. 特定事業所としての安心感からスタッフ全員で地域を支える～</p> <p>(1) ケアマネジャー増員による地域に対する相談支援体制の強化</p> <p>(2) 利用者のモニタリング(状況把握)活動と介護サービス事業者との連携強化</p> <p>(3) 利用者に対するこれまで以上の公平公正な地域の社会資源や介護サービス事業所の情報提供</p> <p>(4) 定期運営会議・居宅内研修の継続、各種外部研修会への参加</p>	

	<p>(特に医療面を中心とする)、地域ケア会議やケアプラン点検・各種ケース検討会への事例提供など協力推進</p> <p>(5) 困難ケースへの対応と、地域とのつながりを意識した連携推進・強化</p> <p>(6) 研修内での各担当ケースの開示および定期的な相互担当ケースへの同行訪問・困難ケースへの複数ケアマネの関与</p> <p>(7) 人事考課による自己覚知と資質の向上</p> <p>(8) 和顔愛語の実践</p> <p>2. 介護保険制度に対応する～変化する制度への順応と説明責任(アカウントビリティ)の実践～</p> <p>鈴鹿市の日常生活支援総合事業(地域包括ケアシステム)構築及び平成30年4月介護保険制度改正に伴う変更点の周知徹底と利用者・家族への説明</p> <p>3. 地域貢献活動の推進～社会福祉法人として地域に安心感をお届けする活動の実践～</p> <p>(1) 介護予防普及啓発事業と連動したハイリスク高齢者へのアプローチ</p> <p>(2) 鈴鹿市健康福祉部長寿社会課・鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿市西部地域包括支援センター・地域の民生児童委員・他事業所との連携</p> <p>(3) 地域の中の各種社会資源の情報収集および連携強化</p> <p>(4) 医療機関との連携</p> <p>(5) 地域内の他居宅介護支援事業所との連携</p> <p>(6) 車椅子等の無料貸し出し事業の継続</p> <p>(7) 徘徊高齢者等の安心ネットワーク活動(鈴鹿市社会福祉協議会)への協力</p> <p>(8) 認知症啓発活動への取り組み</p> <p>4. ホームページによる情報発信～地域のみなさまに情報をお届け～</p> <p>(1) 利用者には有用・必要な情報の発信</p>
--	--